

令和2年度自主公演におけるガイドアナウンス及び タブレット端末システム業務委託入札説明書

入札説明

別紙1 仕様書

別紙2 契約書(案)

別紙3 事前に提出を要する書類等一覧

別紙4 委任状及び入札書

別紙5 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書

入 札 説 明

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団で発注する役務及び物品等に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成14年法律第163条）、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という）、契約事務取扱規則（昭和37年8月20日大蔵省令第52号）その他の法令及び文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令）に定めるもののほか、入札説明書の定めるところによるものとする。

1 入札に付する事項 令和2年度自主公演におけるガイドアナウンス及び タブレット端末システム業務委託

- (1) 契約方法 一般競争入札とする。
- (2) 契約期間 契約日から令和3年3月13日まで
- (3) 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (4) 履行場所 国立劇場おきなわ（沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号）

2 競争に参加する者に必要な要件

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 当財団から取引停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 劇場等における沖縄伝統芸能公演の上演に際し、ガイドアナウンス業務を行った実績を有する会社であること。
- (5) 事前に参加申込みを行っている者であること。

3 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- (1) 申請の方法 この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は郵送（提出期間内必着、書留郵便に限る。）により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ① 会社概要等報告書（別紙3の様式1）
 - ② 誓約書（別紙3の様式2）
 - ③ 会社案内（パンフレット等）
- (2) 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団企画制作課
〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号 電話番号098-871-3308
- (3) 申請書等の受付期間 令和2年5月28日（木曜日）から令和2年6月4日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時までとする。

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年6月9日（火曜日）午後2時
- (2) 場所 国立劇場おきなわ3階会議室

5 入札に係る注意事項等について

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書（別紙5）による。
なお、入札保証金及び契約保証金については免除する。

6 本入札説明書等件に関する照会先

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団企画制作課
〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号
電話番号098-871-3308 FAX098-871-3323

なお、受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後5時までとする。

仕 様 書

令和 2 年度自主公演におけるガイドアナウンス
及びタブレット端末システム業務委託

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

仕様書

- 1 事業名称 令和2年度自主公演におけるガイドアナウンス
及びタブレット端末システム業務委託
- 2 履行場所 国立劇場おきなわ大劇場
- 3 公演日程

親子のための組踊鑑賞教室「万歳敵討」	令和2年 8月15日(土)14:00、17:00
組踊鑑賞教室「執心鐘入」	令和2年10月31日(土)14:00
はじめての組踊～DiscoverKUMIODORI～組踊「二童敵討」	令和2年11月21日(土)14:00
組踊「伊祖の子」	令和2年12月12日(土)14:00
組踊「手水の縁」	令和3年 3月13日(土)14:00
- 4 業務内容 委託業務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) ガイドアナウンス業務（二言語〔日本語・英語〕）
親子のための組踊鑑賞教室「万歳敵討」
組踊鑑賞教室「執心鐘入」
ガイドアナウンス業務（四言語〔日本語・英語・中国語・韓国語〕）
はじめての組踊～DiscoverKUMIODORI～組踊「二童敵討」
タブレット端末システム業務（英語字幕表示）
組踊「伊祖の子」
組踊「手水の縁」
 - (2) ガイドアナウンス業務においては、財団の提供する上演台本を基に、二言語又は四言語による解説を作成し、録音すること。なお、解説の内容は、組踊独特の約束事、登場人物の紹介、歴史や背景など、演目の理解に資するものでなければならない。
また、鑑賞上の注意等、財団の指示する内容についても各言語に翻訳し、録音すること。
 - (3) タブレット端末システム業務においては、財団の提供する上演台本を基に、英語による字幕を作成し、入力すること。
 - (4) 受信機及びタブレット端末並びに送信用機材の準備、搬入、設置、撤去を行うこと。送信にかかる電源は財団が提供する。
 - (5) 送信用機材を操作する人員を派遣すること。
なお、公演前日にリハーサルを行い、送信用機材等の動作確認、及び解説のタイミングについて確認を行うこと。

- (6) 受信機及びタブレット端末の貸出・回収・操作説明等に対応できる人員を派遣すること。

5 機器等

- (1) 受信機及びタブレット端末並びに送信用機材は、国立劇場おきなわ大劇場において使用できるものであること。
- (2) 受信機は、一台ですべての言語が受信可能なものを578台用意すること。
- (3) タブレット端末は、英語用を30台用意すること。
- (4) 受信機及びタブレット端末は容易な操作で利用できるものであること。
- (5) 受信機及びタブレット端末の使用料及び当該機器を紛失等した際の保険料は、委託料に含むものとし、利用者からは徴収しないこと。

契約書案

令和2年度自主公演におけるガイドアナウンス 及びタブレット端末システム業務委託契約書（案）

公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団理事長 富川盛武（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、甲が主催する国立劇場おきなわ令和2年度自主公演（以下「自主公演」という）におけるガイドアナウンス及びタブレット端末システム業務について、次の条項によって契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、自主公演におけるガイドアナウンス及びタブレット端末システム業務（以下「本件業務」という。）を委託するものとする。

（契約の期間）

第2条 本件業務の期間は、令和2年 月 日から令和3年3月13日までとする。

（契約保証金）

第3条 甲は乙に対し、本契約の締結に係る契約保証金の納付を免除する。

（委託業務）

第4条 乙は、別紙「仕様書」に従い、日本国の法令を遵守し、本件業務を実施するものとする。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（完了検査等）

第5条 乙は、各公演毎に業務を完了したときは、業務委託完了報告書を速やかに甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、10日以内に検査を行い、検査に合格した時は、その旨を乙に通知するものとする。

（契約金額）

第6条 委託金 円（うち消費税額及び地方消費税額 金 円）

（注）前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（秘密保持義務）

第7条 甲乙は、この契約に基づく業務の処理上知り得た事を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解約されても同様とする。

（請求及び支払）

第8条 乙は、第5条の規定の検査に合格したときは、公演毎の実績に応じた委託料支払いを甲に請求するものとする。但し、天災等により公演が中止となった場合は、実績のなかった業務に関しては減額して請求すること。

2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受理してから30日以内に、公演毎の委託料を乙に支払うものとする。

3 前項の委託料は、乙が甲に申し出た金融機関へ振込み支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を履行することができないと認められたときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 前条の規定により契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

(著作権)

第11条 乙の本件業務の結果、著作権法による保護の対象となる著作物が創作される場合、乙に発生する著作権(財産権)は、当事者間の別段の定めがない限り、本契約によって、甲に譲渡される。その対価は、甲から乙へ支払われる委託金の中に含まれるものとする。

(債務不履行)

第12条 法律上の不可抗力により本契約の履行が不可能となった場合には、両当事者は、本契約上の義務を負わない。

2 いずれかの当事者が、前項以外の理由により本契約を履行しなかった場合には、他方の当事者は、本契約を解除する権利を有する。履行しなかった当事者は、他方に生じた損害額を、間接損害を含めて賠償する。ただし、天災地変等の不可抗力に拠る場合にはその責は問われない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めない事項については、民法その他関係法令に則り、甲、乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

理 事 長 富 川 盛 武

乙

事前に提出を要する書類等一覧

【事前に提出を要する書類等一覧】

- (1) 会社の概要（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 会社案内（パンフレット等）

提出期限	令和2年6月4日（木）午後5時まで
提出先	（公財）国立劇場おきなわ運営財団 企画制作課

会社の概要

1 会社の概要

名 称			
代 表 者 職 ・ 氏 名	印		
本 社 所 在 地 (TEL・FAX)			
県内における所在地 (TEL・FAX)			
設 立 年 月 日			
資 本 金		全従業員数	
営 業 種 目			
業務に関して所属している協会又は団体等の名称			

※会社の概要が記載されたパンフレット等があれば添付してください。

2 事業実績（複数回答可）

過 去 の 事 業 実 績 (別添可)	名 称	
	実施年月日	
	事 業 規 模	
	事 業 内 容	

※契約書の写し等該当することを証するがわかる書類を添付する。

様式2

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 殿

住 所

会社名

役 職

氏 名

印

誓 約 書

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団における、「令和2年度自主公演におけるガイドア
ナウンス及びタブレット端末システム業務」にかかる一般競争入札に参加するにあたり、下記
のとおり誓約いたします。

記

- 1 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しておりませ
ん。
- 2 契約者から取引停止の措置を受けているものではありません。
- 3 弊社が落札したときは、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団が提示する仕様書に基づ
き、本請負業務を誠実に履行します。

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争加入者）

[住 所]

[氏 名]

印

私は、 を の代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和2年6月9日公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団において行われる令和2年度自主公演におけるガイドアナウンス及びタブレット端末システム業務委託の一般競争入札に関する件。

受任者（代理人）使用印鑑



（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じて適宜追加・修正等（委任者が任意に作成するものを含む。）があっても差し支えない。

入札書

件名 令和2年度自主公演におけるガイドアナウンス
及びタブレット端末システム業務委託

入札金額 金 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負業務を履行するものとし、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和2年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争加入者

[住所]

[氏名]

印

※代理人が入札する場合は、氏名の表示及び押印を行うこと。

代理人

[氏名]

印

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（以下「財団」という。）で発注する工事の請負契約等に係る一般競争又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、下記の注意事項を守らなければならない。

記

（入札保証金）

第1 競争参加者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積もる入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第2 第 1 に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区 分	種 類	価 値
ア	国債	債券金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	地方債	債券金額
エ	出納命令役が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する金額
オ	銀行又は出納命令役が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第三条規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額

（入札保証金等の納付）

第3 競争参加者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第4 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が国債ニ関スル法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一

号)の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第5 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が第4に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第6 競争参加者は、第3から第5までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を納付するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の券面金額の種類に応じ必要な事項並びに競争参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記するものとする。

第7 競争参加者は、保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

（入札保証金等の還付）

第8 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

（入札保証金の財団帰属）

第9 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、財団に帰属するものとする。

（入札）

第10 競争参加者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この注意書を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第11 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

（入札辞退）

第12 競争参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

（1）入札執行前にあっては、入札辞退書を契約担当役あてに直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。

(2) 開札執行中にある場合は、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第13 競争参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

(入札書の提出)

第14 競争参加者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争参加者の氏名（法人の場合にある場合は、その名称又は商号）及び当該入札の件名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないものとする。競争参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第15 入札書は、〔入札保証金の全部を免除された場合であつて、理事長においてやむを得ないと認めたときは〕書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、理事長あての親展で提出しなければならない。（注：〔 〕は当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。）

第16 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到着しないものは無効とする。

第17 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第18 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第19 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第20 理事長は、競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第21 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 競争入札に付される件名等の表示、入札金額の記載のない入札書
- (4) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合における競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書（記載のない又はそれらが判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 競争入札に付される件名等の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (10) 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到着しなかった入札書
- (11) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第22 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（開札場の自由入退場の禁止）

第23 開札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第 22 の立会い職員以外の者は入場することができない。

第24 競争参加者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、開札場に入場することができない。

第25 競争参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、又代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状の提出及び全省庁統一資格の資格審査結果通書（写）、又は一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）、一般競争(指名競争)参加資格者名簿登録通知書(写)を提出しなければならない。

第26 競争参加者又はその代理人は、理事長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第27 開札場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札場から退去させるものとする。

第28 開札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札場から退去させるものとする。

(落札者の決定)

第29 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第30 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、理事長の行う調査に協力しなければならない。

第31 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第32 第30及び第31の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第33 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、郵送による入札を行った場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、理事長が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第34 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第35 契約書を作成する場合においては、落札者は、理事長から交付を受けた契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、理事長が合理的と認める期間)に契約書の取り交しを行うものとする。

第36 落札者が第35に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消す

ものとする。

(請書等の提出)

第37 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第 35 に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金の納付等)

第38 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第39 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第40 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第41 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、理事長に提出しなければならない。

第42 契約の相手方は、保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

第43 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を理事長に提出しなければならない。

第44 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、理事長が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りではない。

(契約保証金の財団帰属)

第45 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、財団に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第46 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第47 入札をした者は、入札後、この注意書、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。